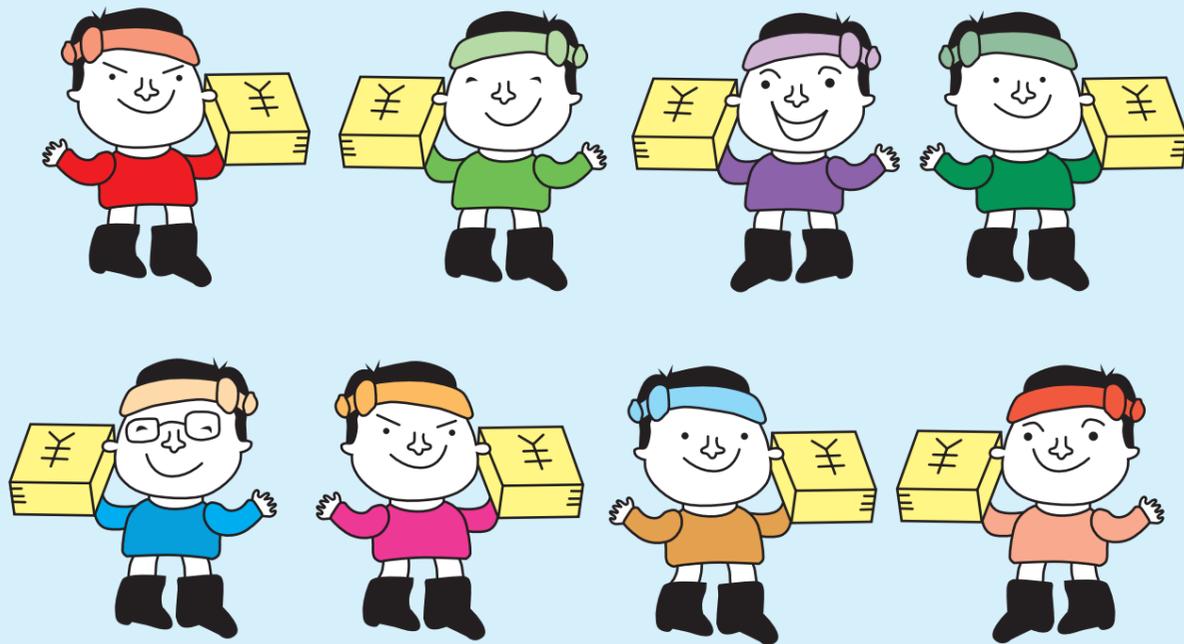


新宿区 中小企業向け制度融資の ご案内



制度融資とは……

区の資金を預託した金融機関（7頁参照）に、中小企業の皆さんを、紹介する制度です。

融資金額等については、信用保証協会の保証、保証人、担保等の条件により金融機関が決定します。

中小企業者とは……

※個人は従業員数のみ、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が該当していればよい。

※経営者、家族従業員は従業員数には入らない。

製造業等 資本金3億円以下 または 従業員300人以下	卸売業 資本金1億円以下 または 従業員100人以下	小売業 資本金5,000万円以下 または 従業員50人以下	サービス業 資本金5,000万円以下 または 従業員100人以下	団体 中小企業者で組織 された法人格を 有する団体
---	--	---	--	---

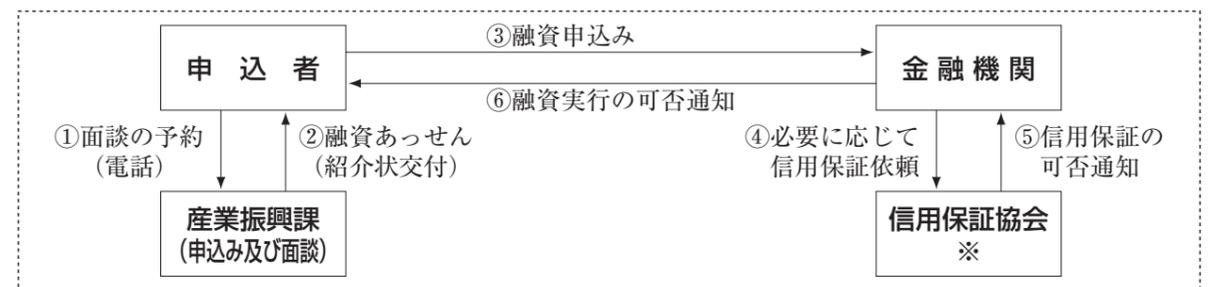
新宿区地域文化部産業振興課
 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿（区立産業会館）
 電話（3344）0702
 FAX（3344）0221

申込みから貸付決定まで

- 1 -1 面談の予約 をします。（電話予約可）
- 2 申込書等を受け取り、記入し、必要書類をそろえます。
- 3 予約した日時に、面談を受けます。

【予約先】 産業振興課 ☎ 3344-0702
 【面談時間】 45分。ただし、創業資金、技術・事業革新資金は1時間半の面談を必要に応じて複数
 回行います。
 【面談日時】 月～金曜日 午前9:00・9:45・10:30・11:15/午後1:00・1:45・2:30・3:15
 【面談場所】 B I Z新宿（区立産業会館）4階 産業振興課

- 2 面談終了後、紹介状を受け取ります。
 （創業資金、技術・事業革新資金については、後日となります。）
- 3 紹介状を持って、金融機関へ行き、貸付けについて協議します。
- 4 金融機関は審査を行い、必要に応じて信用保証協会へ信用保証を依頼します。
- 5 信用保証協会は信用保証の可否を審査し、金融機関へ通知します。
- 6 金融機関は融資実行の可否を決定し、申込者に通知します。



※信用保証協会とは

中小企業者が、金融機関から事業資金を借入する場合、保証人となってくれる公的機関です。
 ※保証対象にならない業種 パー・キャバレーなど遊興娯楽業、金融業、その他協会が定める業種
 問い合わせ先 東京信用保証協会新宿支店
 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3F
 ☎ 3344-2251

融資を受けた方

- 1 利子補給付きの融資を受けた方へ
 次のいずれかに該当する場合は、利子補給を中止します。
 - ①事業を廃止したとき。
 - ②法人の場合は、本店の登記を区外に移したとき。
 - ③個人の場合は、営業の本拠、住民登録をいずれも区外に移したとき。
 - ④申込内容に偽りがあったとき。
 - ⑤延滞や条件変更により、各資金の貸付期間を超過したとき。
 - ⑥繰上償還をしたとき。
 - ⑦代位弁済を受けたとき。
 - ⑧ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定について取消等があったとき。
- 2 保証料の補助を受けた方へ
 繰上償還により信用保証料が返戻された場合は、返戻金相当の補助金を区に返還していただきます。返還されない場合は今後新宿区制度融資の利用はできません。
- 3 経営診断等
 この融資を受けられた方に対し、商工相談員が直接事業所に出向き、経営診断を行います。

新宿区の中小企業向け融資一覧（平成21年10月～平成22年3月）

融資の種類		資金用途	融資の対象者	貸付限度額	貸付期間 (うち据置期間)	年 利	返済方法	
商工業資金	●基本要件を満たす、すべての中小企業の方						<p>●保証料の補助について●</p> <p>(1) 保証料は、保証金額、保証期間、保証料率、割賦回数等により、東京信用保証協会所定の方法で計算します。</p> <p>(2) 当該融資において支払った信用保証料の1/2を上限として補助します。ただし、限度額は26万円です。</p> <p>(3) 商工業緊急資金、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金、環境保全資金及び商工業年末特別資金の保証料は全額補助します。</p> <p>(4) 信用保証料補助の申請には次のものをそろえ、産業振興課で手続きをしてください。</p> <p>①信用保証料支払証明書（借入先金融機関で発行）</p> <p>②印鑑（法人の場合は代表印）</p> <p>③保証料補助金の振込先口座番号</p> <p>●責任共有制度について●</p> <p>平成19年10月から「責任共有制度」が導入されました。これに伴い信用保証協会の保証が、基本的に80%の部分保証制度（小規模企業特例資金を除く）になりました。</p> <p>なお、信用保証のご利用に際し、負担などが増えることはありません。</p> <p>●利用の制限●</p> <p>他の資金と併用できます。</p> <p>ただし</p> <p>(1) 商工業資金と、小規模企業資金及び小規模企業特例資金を合わせて2000万円の範囲内で、随時に申し込めます。既存借入残高がある場合は、各資金の貸付限度額との差引金額が各資金の申込可能額となります。</p> <p>(2) 地場産業振興資金、店舗改装資金、技術・事業革新資金の再申込みには既存借入額を半額以上返済していることが必要です。借入残高に関係なく貸付額まで申し込めます。</p> <p>(3) 創業資金は1事業者1回のみ申込みが可能です。</p> <p>(4) ※既存債務返済について 商工業運転資金、商工業運転設備資金、小規模企業資金、小規模企業特例資金、商工業緊急資金については既存債務の返済が可能です。ただし、同一申込み資金の債務で、東京信用保証協会が認めるものに限り、新宿区制度融資外の資金や制度融資内でも同一資金でないものの既存債務返済をすることはできません。</p> <p>●保証・担保について●</p> <p>(1) 金融機関との協議により、必要に応じて下記の方法で決めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京信用保証協会の保証 ・連帯保証人 ・担保 <p>(2) 魅力ある商店街づくり資金と商店会共同事業資金については役員3名以上の連帯保証が必要です。</p> <p>運転資金…商品・原材料の仕入れ、手形決裁、人件費の支払いなど</p> <p>設備資金…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など</p>	
	運転資金	●基本要件を満たす、すべての中小企業の方	●基本要件(1)～(3)を満たす方	(1) 法人は区内に本店(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が1年以上区内であること。 (2) 個人は区内に事業所(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業していること。 (個人事業で、区内在住1年以上の場合は東京都内の営業の本拠も可)	1,500万円以下	7年以内 (6か月以内)		2.1%以下
	設備資金	●基本要件を満たす、すべての中小企業の方	(1) 法人は区内に本店(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が1年以上区内であること。 (2) 個人は区内に事業所(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業していること。 (個人事業で、区内在住1年以上の場合は東京都内の営業の本拠も可)	2,000万円以下	9年以内 (6か月以内)			
運転設備資金	●基本要件を満たす、すべての中小企業の方	(1) 法人は区内に本店(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が1年以上区内であること。 (2) 個人は区内に事業所(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業していること。 (個人事業で、区内在住1年以上の場合は東京都内の営業の本拠も可)	2,000万円以下	7年以内 (6か月以内)				
小規模企業資金	●小規模事業所の方	●小規模事業所の方	●小規模事業所の方	750万円以下	6年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 0.7%以下 利子補給 1.4%以下		
小規模企業特例資金	●小規模事業所の方で、信用保証協会の保証が全部保証(100%)の融資資金	●小規模事業所の方で、信用保証協会の保証が全部保証(100%)の融資資金	●小規模事業所の方で、信用保証協会の保証が全部保証(100%)の融資資金	1,250万円以下	6年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 1.05%以下 利子補給 1.05%以下		
経営応援資金	●売上や利益が減少している方	●売上や利益が減少している方	●売上や利益が減少している方	500万円以下	5年以内 (6か月以内)			
地場産業振興資金	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	1,000万円以下	6年以内 (6か月以内)			
地場産業振興資金	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	●染色業、印刷・製本関連業を営んでいる方	1,500万円以下	8年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 1.05%以下 利子補給 1.05%以下		
	●印刷・製本に直接関連した加工を行う業種	●印刷・製本に直接関連した加工を行う業種	●印刷・製本に直接関連した加工を行う業種	1,500万円以下	6年以内 (6か月以内)			
	●他の業種と兼業の場合は売上の3分の2以上が染色業または印刷・製本関連業からのものであること	●他の業種と兼業の場合は売上の3分の2以上が染色業または印刷・製本関連業からのものであること	●他の業種と兼業の場合は売上の3分の2以上が染色業または印刷・製本関連業からのものであること	1,500万円以下	6年以内 (6か月以内)			
店舗改装資金	●お店の改装を考えている方	●お店の改装を考えている方	●お店の改装を考えている方	1,500万円以下	8年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 0.7%以下 利子補給 1.4%以下		
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する企業の方	●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する企業の方	●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する企業の方	500万円以下	5年以内 (6か月以内)			
環境保全資金	●事業環境の改善を図りたい方	●事業環境の改善を図りたい方	●事業環境の改善を図りたい方	500万円以下	5年以内 (6か月以内)			
情報技術(IT)活用促進資金	●情報技術の導入及び活用を図りたい方	●情報技術の導入及び活用を図りたい方	●情報技術の導入及び活用を図りたい方	500万円以下	5年以内 (6か月以内)			

融資の種類		資金用途	融資の対象者	貸付限度額	貸付期間 (うち据置期間)	年利	返済方法
創業資金	●新たに事業を開始する方、分社化する方			2,000万円以下 (1)については1,000万円以下 (2)については1,500万円以下	7年以内 (12か月以内)	2.1%以下 本人負担 0.7%以下 利子補給 1.4%以下 (商店会に加入、又は加入の申込をした企業本人負担 0.5%以下 利子補給 1.6%以下)	
	創業時に必要な運転及び設備資金	融資実行のとき、次のいずれかの条件を満たし、区内で東京信用保証協会の保証対象業種の事業を創業しようとする者で、住民税を滞納していないこと（個人創業で、区内在住1年以上の場合は東京都内創業も可） (1) 現在事業主ではなく、個人又は法人で創業しようとする者 (2) 分社化しようとする者 (3) 個人又は法人で創業し、5年未満の者 (4) 分社化により創業し、5年未満の者 (5) 特許・意匠登録及び法律に基づく資格により創業し、5年未満の者					
技術・事業革新資金	●今までと違う事業を始める方			1,500万円以下	6年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 1.05%以下 利子補給 1.05%以下 技術・事業革新については 本人負担 0.7%以下 利子補給 1.4%以下	元金均等月賦返済
	技術・事業革新に必要な運転及び設備資金	商工業資金欄の基本要件に該当し、かつ次のいずれかに該当するもの 技術・事業革新 (1) 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた事業を行う者 (2) 産業活力再生特別措置法等に基づく事業または開発を行う者 事業転換（計画から転換後1年未満のもの） (1) 現在行っている事業の売上（生産・取引額）の3分の1以上を廃止・縮小し、転換先事業が全売上高の3分の1以上を占める事業を行う者 (2) 転換先事業が、現在行っている事業と同一の業種と認められる業種である場合は、(1)の他に製品が従来に比べて、原材料、生産加工技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが異なる事業を行う者 事業多角化（計画段階のもの） (1) 新たな事業が、2年以内に全売上高の1割以上見込めるもの (2) 新たな事業が、現在行っている事業と同一の業種と認められる業種である場合は、(1)の他に製品が従来に比べて、原材料、生産加工技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが異なる事業を行う者					
新宿区魅力ある商店街づくり資金	●区内の商店会及び商店街振興組合の方			2,000万円以下	7年以内 (6か月以内)	2.1%以下 (1.05%以下)	
	カラー舗装、街路樹、案内板及び街路灯設置等商店街の整備及び活性化を推進するための共同事業資金	区内の商店会及び商店街振興組合					
商店会共同事業資金	中元	中元・年末売出等の共同事業資金	区内の商店会及び商店街振興組合	200万円以下	5月1日～9月末日	約定定率 (1.0%以下)	期限一括返済
	年末			250万円以下	10月1日～2月末日		
商工業年末特別資金 (申込受付期間 10月1日～11月30日)	●年末時に必要な資金			300万円以下	11か月以内 (1か月以内)	2.0%以下 本人負担 1.0%以下 利子補給 1.0%以下	元金均等月賦返済
	年末時に必要な運転資金	基本要件(1)～(3)を満たす方					
商工業緊急資金 (特例)	●売上や利益が減少している方			1,000万円以下	5年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担 無利子(0%) 利子補給 2.1%以下	元金均等月賦返済
	運転設備及び区制度融資既存債務返済※	基本要件に該当し、かつ最近3か月又は6か月の売上又は営業利益が前年同期と比較して減少していること					

●保証料の補助について●
(1) 保証料は、保証金額、保証期間、保証料率、割賦回数等により、東京信用保証協会所定の方法で計算します。
(2) 当該融資において支払った信用保証料の1/2を上限として補助します。ただし、限度額は26万円です。
(3) 商工業緊急資金、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金、環境保全資金及び商工業年末特別資金の保証料は全額補助します。
(4) 信用保証料補助の申請には次のものをそろえ、産業振興課で手続きをしてください。
①信用保証料支払証明書（借入先金融機関で発行）
②印鑑（法人の場合は代表印）
③保証料補助金の振込先口座番号

●責任共有制度について●
平成19年10月から「責任共有制度」が導入されました。これに伴い信用保証協会の保証が、基本的に80%の部分保証制度（小規模企業特例資金を除く）になりました。
なお、信用保証のご利用に際し、負担などが増えることはありません。

●利用の制限●
他の資金と併用できます。
ただし
(1) 商工業資金と、小規模企業資金及び小規模企業特例資金を合わせて2000万円の範囲内で、随時に申し込めます。既存借入残高がある場合は、各資金の貸付限度額との差引金額が各資金の申込可能額となります。
(2) 地場産業振興資金、店舗改装資金、技術・事業革新資金の再申込みには既存借入額を半額以上返済していることが必要です。借入残高に関係なく貸付額まで申し込めます。
(3) 創業資金は1事業者1回のみ申込みが可能です。
(4) ※既存債務返済について
商工業運転資金、商工業運転設備資金、小規模企業資金、小規模企業特例資金、商工業緊急資金については既存債務の返済が可能です。ただし、同一申込み資金の債務で、東京信用保証協会が認めるものに限り、新宿区制度融資外の資金や制度融資内でも同一資金でないものの既存債務返済をすることはできません。

●保証・担保について●
(1) 金融機関との協議により、必要に応じて下記の方法で決めてください。
・東京信用保証協会の保証
・連帯保証人
・担保
(2) 魅力ある商店街づくり資金と商店会共同事業資金については役員3名以上の連帯保証が必要です。

**運転資金…商品・原材料の仕入れ、手形
決裁、人件費の支払いなど
設備資金…機械・車両の購入、工場・店舗
の建築など**

申込みに必要な書類

資金種別	個人の方	法人の方
商工業資金	①制度融資紹介申込書（産業振興課で配付）	①制度融資紹介申込書（産業振興課で配付）
小規模企業資金	②事業税の納税証明書（都税事務所で発行） *発行日より3か月以内のもの *非課税の場合不要	②事業税の納税証明書（都税事務所で発行） *発行日より3か月以内のもの *法人の場合は非課税でも証明書が必要です
小規模企業特例資金	③住民税の納税証明書〔課税証明書では不可〕 （区役所等で発行） *非課税の場合は非課税証明書 *7ページの住民税の証明年度表を参照してください	③代表者の住民税の納税証明書〔課税証明書では不可〕 （住所地の区役所等で発行） *非課税の場合は非課税証明書 *7ページの住民税の証明年度表を参照してください
地場産業振興資金	④所得税確定申告書のコピー2部 （税務署受付印、青色申告決算書、収支内訳等付属書類のあるもの）	④履歴事項全部証明書（法人の登記簿謄本） （法務局新宿出張所で発行） *発行日より3か月以内のもの
店舗改装資金	⑤住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（住所が1年以上区内にあることがわかるもの）区外に営業の本拠がある、又は区内での営業が1年未満の場合	⑤法人税確定申告書（税務署受付印のあるもの）及び決算書（別表、勘定科目内訳書等のついているもの）の全部コピー2部
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	●設備資金の場合は業者の正式な見積書が必要です（有効期限内のもの） その他必要に応じて、平面図、カタログなどを提出していただく場合があります	⑥試算表のコピー2部 決算後6か月を経過している場合は、面談日前6ヶ月以内までの試算表が必要です。
環境保全資金	●ワーク・ライフ・バランス企業応援資金は、上記書類のほか、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の写し〔新宿区（男女共同参画課）の受付印があるもの〕又は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の写し〔厚生労働省（東京労働局雇用均等室）受付印があるもの〕及び「一般事業主行動計画」の写しが必要です。	
情報技術（IT）活用促進資金	●情報技術（IT）活用促進資金は、上記書類のほか、情報技術活用促進計画書（区で内容を確認できるもの）、見積書等が必要です	
商工業年末特別資金		
経営応援資金	上記書類のほか ●経営応援資金融資申請書（商工業緊急資金の場合は、商工業緊急資金融資申請書） ●売上高比較表（経営応援資金融資申請書・商工業緊急資金融資申請書の裏面） ●売上高比較表の数字を確認できる、下記書類のいずれか（書類は返却します）	
商工業緊急資金	売上高で比較する場合 ①売上帳等の原本またはコピー ②売上传票及び売上集計伝票 ③得意先別の明細のある資料 ④その他売上減少がわかる資料（現金出納帳等）	①試算表（月別売上がわかる資料） ②総勘定元帳の売上欄の原本又はコピー ③得意先別の詳細のある月別売上資料 ④法人概況説明書
創業資金 技術・事業革新資金	営業利益で比較する場合 ①試算表（月別営業利益がわかるもの） ②月別売上、仕入、営業経費のわかる帳簿等	①試算表（月別営業利益がわかるもの）
魅力ある商店街づくり資金 商店会共同事業資金	別途産業振興課で配付する「創業資金、技術・事業革新資金必要書類」を参照してください	
	産業振興課まで、お問い合わせ下さい。	

取扱金融機関

下記の金融機関よりご都合にあわせてお選びください

■信用金庫

興産信用金庫	新宿	3357-8111
さわやか信用金庫	新バークタワー	5322-8277
〃	四谷	3351-4186
〃	牛込	3260-0241
〃	新宿西	3376-9111
東京シティ信用金庫	神楽坂	3267-1311
〃	高田馬場	3363-7721
〃	牛込柳町	3260-5171
〃	江戸川橋	3235-2971
東京東信用金庫	四谷	3359-8631
東京三協信用金庫	本店	3200-7121
〃	新宿	3356-6711
〃	早稲田	3204-2211
〃	西落合	5996-2711
西京信用金庫	本店	3356-7111
〃	東中野	3369-6151
〃	西新宿	3374-4300
西武信用金庫	北新宿	3371-5311
〃	東中野	3368-0171
〃	千駄ヶ谷	3341-4101
〃	新江古田	5988-5651
昭和信用金庫	新宿	3342-3821
東京信用金庫	中井駅前	3361-4185
〃	中野坂上	3363-6121
〃	新宿	3200-0151
〃	高田馬場	3363-0711
〃	椎名町	3953-4611
〃	江戸川橋	3268-6161
〃	東長崎	3952-3151
城北信用金庫	北新宿	3371-1271
〃	落合	3954-1151
巣鴨信用金庫	早稲田	3203-5111
〃	水道	3814-3811

■銀行

みずほ銀行	新宿	3354-0111
〃	四谷	3351-6151
〃	飯田橋	3269-5211
〃	高田馬場	3362-6211
〃	新宿中央	3356-4111
〃	新宿南口	3344-6111
〃	市ヶ谷	3234-2721
〃	新宿新都心	3345-1221
〃	新宿西口	3342-2211
〃	江戸川橋	3269-2211
みずほビジネス金融センター		3201-7323
三菱東京UFJ銀行	新宿通	3352-4111
〃	四谷	3353-0171
〃	高田馬場	3360-0331
〃	新宿西	3346-1233
〃	江戸川橋	3260-8111
〃	新宿中央	3342-6511
〃	新宿	3341-9181
〃	新宿新都心	3342-3251
〃	四谷三丁目	3357-1511
〃	大久保	3371-7146
〃	西新宿	3346-2731
〃	高田馬場駅前	3360-0399
〃	飯田橋	3268-4131
りそな銀行	新宿	3356-3231
〃	神楽坂	3269-0161
〃	早稲田	3203-0131
〃	新都心営業部	5323-3351

三井住友銀行	新宿	3356-5201
〃	麴町	3230-0701
〃	新宿西口	3343-0412
〃	高田馬場	3232-1021
〃	新宿通	3352-4131
〃	飯田橋	3267-4011
〃	若松町	3203-5821
東邦銀行	新宿	3365-0461
群馬銀行	四谷	3264-3811
東京都民銀行	新宿	3365-3351
〃	西大久保	3200-6141
〃	東新宿	3341-4691
北陸銀行	新宿	5389-7111
静岡銀行	新宿	3352-4141
きらやか銀行	東京	3365-1131
東日本銀行	新宿	3351-6101
東京スター銀行	新宿西口	5323-2102
八千代銀行	本店	3352-2250
〃	代々木	3378-2211

■信用組合

文化産業信用組合	江戸川	3260-5256
東京厚生信用組合	本店	3342-2411
大東京信用組合	新宿	3356-2151
第一勧業信用組合	本店	3359-3781
〃	神楽坂	3269-3111
〃	目白	3953-4411
城北信用組合	江戸川	3269-7621

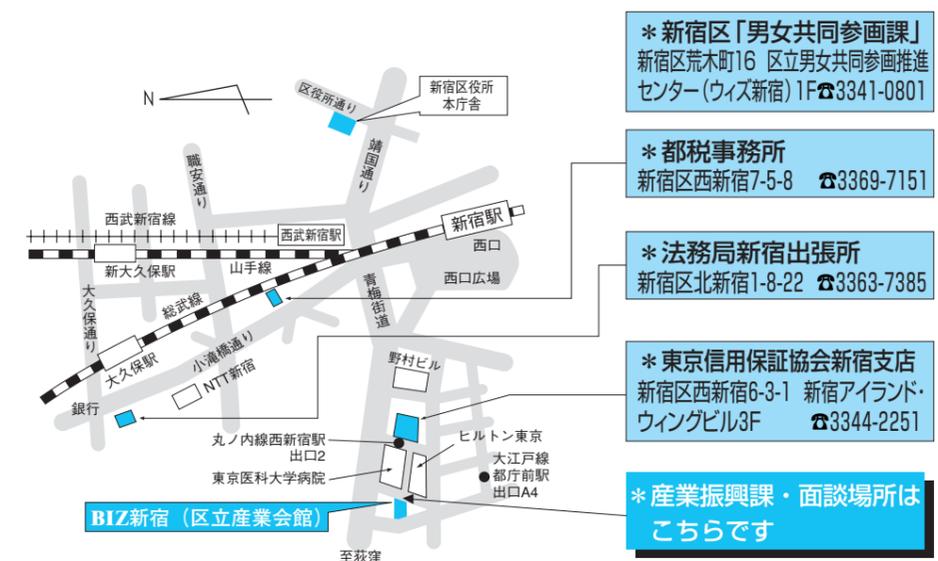
※城北信用組合は10月13日に合併し、以降中ノ郷信用組合と名称が変わります。

■株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊会社

商工組合中央金庫	新宿	3340-1551
----------	----	-----------

※利用する場合は、同金庫の株主である組合に加入する必要があります。

産業振興課及び関係機関案内図



※住民税の証明年度

申込月	普通徴収の方 （自分で納める）	特別徴収の方 （給与から天引き）
10		
11		
12		
1		
2		
3		

平成21年度分